

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の施行に伴い、

教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）について会計年度任用職員を初任者研修の対象から

除く等、関係政令について所要の規定の整備等を行うこと。

第二 この政令は、令和二年四月一日から施行すること。